学校の部活動に係る活動方針

いわき市立高坂小学校

◇ 県教育委員会の方針及び「いわき市小中学校部活動運営方針」に則り、「学校の部活動に係る活動方針」を策定し活動にあたります。

「いわき市立小中学校部活動運営方針」

（URL：https://www.city.iwaki.lg.jp/www/contents/1542334020830/simple/bukatu.pdf）

◇ 部活動の意義や目的を以下のように捉え、これらが適切に達成されるよう配慮しながら活動にあたります。

「同好の児童が参加し、学校教育の一環として行われることで、技能の向上以外にも、異年齢との交流の中で児童同士や児童と教師との好ましい人間関係が構築されたり、学校生活への意欲が向上したり、自己肯定感、責任感、連帯感が高まったりなど、児童の多様な学びの場として、大きな教育的意義が認められる。」

◇ 部の活動計画(年間及び月間の活動計画)を作成し、児童が見通しをもって活動できるようにします。また、保護者の皆様とも適切に連携をとりながら実施します。

◇ 一人一人の発達段階に応じると共に、人格を尊重した適切な指導と事故防止を徹底します。

1　休養日について

○ 平日に週１日以上、週休日（土・日）に週１日以上を休養日とします。

○ 週休日(土・日)に２日間に渡ってコンクール等(講習会や演奏会を含む)参加のために活動した場合は、週休日(土・日)分の休養日を他の週休日や祝日に振り替えます。

○ 次の期間は、いわき市内一斉の休養日となります。

・ 夏季休業中の学校閉庁日

・ 年末年始(12月29日～1月3日)の6日間

○ 長期休業中は、学期中の休養日の設定に準じた扱いを行います。

2　活動時間について

○ 平日の活動時間は、２時間を上限とします。(準備や後片付けを除く)

○ 週休日(土・日)や祝日、長期休業日における活動時間は、３時間を上限とします。

○ コンクール等参加の場合は、別計画によります。その際、活動時間の上限を上回る場合がありますが、別日を休養日にするなどして調整します。

3　その他

○ 週休日、休業日における活動は指導担当者が、事前に校長の許可を得ます。

特に、大会等への参加については、加重負担とならないように、年間を見通して、計画します。

○ 指導担当者不在時や学校行事、天候等で、急に日程等が変更になる場合があることをご承知おきください。